

監査措置状況報告書

令和6年2月21日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和5年11月7日～12月13日		
担当部署	市民活動部 スポーツ推進課	内線	2351

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概要	
<p>飛騨高山ビッグアリーナ</p> <p>○共通経費の按分について                      飛騨高山ビッグアリーナの指定管理者は、体育施設を13施設管理しており、共通経費については、すべて収入実績を基準に各施設に按分し計上していた。</p> <p>高山市指定管理者制度運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、各事業に共通する経費については、次の①～③の按分方法により計上すると規定している。</p> <p>①税金を除く共通経費は、各事業の収入又は支出の割合を基準にする等、事業規模に応じて按分を行う</p> <p>②消費税は、原則、各事業で生じた金額を計上する</p> <p>③法人税は、各事業で生じた利益の割合により按分を行い、赤字事業については割振りをしないこととする</p> <p>当該施設の消費税及び法人税については、ガイドラインによらず収入実績を基準に按分し、さらに、法人税は赤字を計上した飛騨高山ビッグアリーナを含む5施設に対しても按分していた。</p> <p>共通経費の按分については、ガイドラインに基づき適正に実施されたい。</p>	<p>今後は、ガイドラインに基づく按分方法に基づいて、適正な共通経費の計上に努めるよう、指定管理者に適切な指導を行うとともに、事業報告及び決算の内容について十分に精査します。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年2月21日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和5年11月7日～12月13日		
担当部署	教育委員会事務局 文化財課	内線	2356

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>飛騨高山まちの体験交流館</p> <p>○附属施設の使用手続きについて                      飛騨高山まちの体験交流館の附属施設は、現在カフェとして使用している。                      飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項において、指定管理者は附属施設について、教育委員会の承認を得てその使用を許可することができることと規定している。                      しかしながら、仕様書においては、附属施設の使用許可申請書を市に提出し許可を受けるものとし、その申請様式の提出先は高山市教育長であるなど、条例との齟齬がある。                      仕様書の表記に誤りがあるため、所管課は速やかに修正されたい。</p> <p>○附属施設使用料等について                      条例第18条第2項において、附属施設の使用料は、使用の許可があった日から10日以内に納入しなければならないと規定しているが、調査したところ、4月1日に許可し、4月15日に使用料が納入されていた。                      使用料の納入が5日遅延していたが、指定管理者からの請求遅延もあったため、今後、指定管理者は条例に則り、許可日から10日以内に納入されるよう適切な事務を執行されたい。</p> <p>さらに、水道光熱費の請求失念も見受けられたため、所管課は指定管理者と常に情報を共有し、的確な施設運営の助言及び指導に努められたい。</p>	<p>附属施設の使用手続きについては、仕様書において、附属施設の使用許可申請書を指定管理者に提出し許可を受けるものとし、申請様式の提出先は指定管理者とするよう、基本協定の変更を行いました。</p> <p>附属施設使用料等については、条例及び基本協定書に則り、使用許可の日から10日以内に収受を行うよう文書により改善勧告を行い、適切な事務の執行について徹底するよう指導しました。                      今後も、指定管理者との情報共有を徹底し、適切な施設運営が図られるよう、助言及び指導に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和5年11月7日～12月13日		
担当部署	飛騨高山プロモーション戦略部観光課 他	内線	2209

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概要	
<p>飛騨高山観光案内所</p> <p>○業務計画の履行について  飛騨高山観光案内所の指定管理者は、年度当初に提出する業務計画書において、宣伝及び広報活動を指定管理者の公式ホームページで行う計画としていたが、実施されていなかった。  また、宅急便の荷受けや手荷物預かりなど自主事業の実施を計画していたが、指定管理業務を受託した平成31年度以降、事業の実施は皆無であった。  指定管理者は、実施可能な計画を提案するとともに、適切に業務を遂行されるよう努められたい。  なお、指定管理者を選定する際には、民間のノウハウを活用した、独自の強みや自主事業などの提案内容も評価に含まれるため、所管課は、業務計画の履行に対し、責任を持って指導監督に努められたい。</p> <p>○基本協定書の記載内容について  基本協定書の業務水準書において、市の所有に属する物品は「高山市物品管理規則」に基づいて管理するとしているが、その規則は存在せず、高山市会計規則の誤りであった。  また、基本協定書の管理物件(備品等)に、車椅子や電子レンジ、木製テーブル等7点の記載漏れがあった。  いずれも指定管理業務の根幹を成す基本協定書の誤りを、指定期間の最終年度となる現在まで見落としていたことになる。  所管課は、基本協定書の誤記等について速やかに修正するとともに、協定締結時には、内容に誤りがないか詳細に確認するよう努められたい。</p> <p>○修繕費の精算について  当施設の修繕における年度協定額は100,000円で、事業報告書における支出済額も同額で計上されていた。修繕内容を調査したところ、令和4年度中には修繕費の支出がないにもかかわらず、チラシの印刷代を修繕費に仮装して事業報告書を提出し、精算を免れていた。  基本協定書第27条第1項において、修繕に使用しなかった額については、施設ごとに年度精算するものと規定している。  所管課は、精算されていない修繕費について、事業報告書を修正させた上で、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>指定管理施設における業務計画の履行については、実施可能な計画を提案するとともに、適切に業務を遂行されるよう指導します。また、業務計画の履行に対し、責任を持って指導監督に努めるよう、各所管課に対しても、周知徹底を図ります。</p> <p>基本協定書の記載内容については、協定締結時において、内容に誤りが生じないように精査するとともに、誤り等を発見した際は速やかに修正します。</p> <p>修繕費の精算については、指定管理者から修正された事業報告書が提出されたため、精算金の返納手続きをすすめています。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年2月21日

実施年度	令和5年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
検査実施日	令和5年11月7日～12月13日		
担当部署	農政部 農務課	内線	2223

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	検討中
	概要	
<p>すのまたふるさと学校体験学習施設・巢野俣野外研修施設</p> <p>○除雪費用の予算計上について 仕様書において、維持管理業務で雪下ろし等の除雪を行うよう規定しているが、年度協定書では、除雪に要する費用はこれまで予算計上されていなかった。 令和4年度は、雪が少なく雪下ろしの費用は発生していないが、例年、町内会の協力により行っており、費用は賃金で対応していた。 当該施設のある巢野俣地域は、積雪が多いエリアであり、仕様書でも除雪業務について規定しているため、安全対策の面からも必要な除雪費用の予算計上を検討されたい。</p>	<p>除雪費用につきましては、仕様書の規定に基づく除雪が適正に行われるよう、令和6年度予算への計上について検討します。</p>	